

- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（抄）（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号老振発第 0331005 号老老発第 0331018 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

別紙 4

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>れるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。</p> <p>② <u>栄養スクリーニング加算の算定に当たっては、利用者について、次に掲げるイからニに関する確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。</u></p> <p>イ <u>BMI が 18.5 未満である者</u></p> <p>ロ <u>1～6 月間で 3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストの No.11 の項目が「1」に該当する者</u></p> <p>ハ <u>血清アルブミン値が 3.5g/dl 以下である者</u></p> <p>ニ <u>食事摂取量が不良（75%以下）である者</u></p> <p>③ <u>栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく栄養スクリーニングを継続的に実施すること。</u></p> <p>④ <u>栄養スクリーニング加算に基づく栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。</u></p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) <u>事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に地域密着型通所介護を行う場合について</u></p> <p>① <u>同一建物の定義</u></p> <p>注 21における「同一建物」とは、当該指定地域密着型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の 1 階部分に指定地域密着型通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。</p> <p>また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定地域密着型通所介護事業所の指定地域密着型通所介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。</p> <p>② (略)</p> <p>(18)～(22) (略)</p> <p>(23) <u>介護職員処遇改善加算について</u></p> <p>2の(17)を準用する。</p> <p>4 認知症対応型通所介護費</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い</u></p> <p>3の2(3)を準用する。</p>	<p>(12) (略)</p> <p>(13) <u>事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に地域密着型通所介護を行う場合について</u></p> <p>① <u>同一建物の定義</u></p> <p>注 16における「同一建物」とは、当該指定地域密着型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の 1 階部分に指定地域密着型通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。</p> <p>また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定地域密着型通所介護事業所の指定地域密着型通所介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。</p> <p>② (略)</p> <p>(14)～(18) (略)</p> <p>(19) <u>介護職員処遇改善加算について</u></p> <p>2の(13)を準用する。</p> <p>4 認知症対応型通所介護費</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>7時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い</u></p> <p>3の2(3)を準用する。</p>

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（抄）（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号老振発第 0331005 号老老発第 0331018 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

別紙 4

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>(4) <u>生活機能向上連携加算について</u> 3の2(9)を準用する。</p> <p>(5) <u>個別機能訓練加算について</u></p> <p>① <u>個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）</u>（以下4において「理学療法士等」という。）が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練（以下「個別機能訓練」という。）について算定する。</p> <p>② <u>個別機能訓練は、1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものであること。この場合において、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日におけるサービスのみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、認知症対応型通所介護事業所の看護職員が加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、認知症対応型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。</u></p> <p>③～⑤ （略）</p> <p>(6) <u>入浴介助加算について</u> 3の2(7)を準用する。</p> <p>(7) <u>若年性認知症利用者受入加算について</u> 3の2の(13)を準用する。</p> <p>(8) <u>栄養改善加算について</u> 3の2(14)を準用する。</p> <p>(9) <u>栄養スクリーニング加算について</u> 3の2(15)を準用する。</p> <p>(10) <u>口腔機能向上加算について</u> 3の2(16)を準用する。</p> <p>(11) <u>事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に認知症対応型通所介護を行う場合について</u> 3の2(17)を準用する。</p> <p>(12) <u>送迎を行わない場合の減算について</u> 3の2(18)を準用する。</p> <p>(13) <u>サービス提供体制強化加算について</u></p> <p>① 2(15)④から⑦まで及び3の2(22)②を準用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(4) <u>個別機能訓練加算について</u></p> <p>① <u>個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練（以下「個別機能訓練」という。）について算定する。</u></p> <p>② <u>個別機能訓練加算に係る機能訓練（以下「個別機能訓練」という。）は、1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものであること。この場合において、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日におけるサービスのみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、認知症対応型通所介護事業所の看護職員が加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、認知症対応型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。</u></p> <p>③～⑤ （略）</p> <p>(5) <u>入浴介助加算について</u> 3の2(6)を準用する。</p> <p>(6) <u>若年性認知症利用者受入加算について</u> 3の2の(10)を準用する。</p> <p>(7) <u>栄養改善加算について</u> 3の2(11)を準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(8) <u>口腔機能向上加算について</u> 3の2(12)を準用する。</p> <p>(9) <u>事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に認知症対応型通所介護を行う場合について</u> 3の2(13)を準用する。</p> <p>(10) <u>送迎を行わない場合の減算について</u> 3の2(14)を準用する。</p> <p>(11) <u>サービス提供体制強化加算について</u></p> <p>① 2(12)④から⑦まで及び3の2(18)②を準用する。</p>

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（抄）（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号老振発第 0331005 号老老発第 0331018 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

別紙 4

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>② (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) <u>介護職員処遇改善加算について</u> 2 (16)を準用する。</p> <p>5 小規模多機能型居宅介護費</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>若年性認知症利用者受入加算について</u> 3の2 (13)を準用する。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>栄養スクリーニング加算について</u> 3の2 (15)を準用する。</p> <p>(10) <u>生活機能向上連携加算について</u> 2の2 (14)を準用する。</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>6 認知症対応型共同生活介護費</p> <p>(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費について 短期利用認知症対応型共同生活介護については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号。以下「施設基準」という。）第 31 号ハに規定する基準を満たす認知症対応型共同生活介護事業所において算定できるものである。</p> <p>① <u>同号ハ(3)ただし書に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の合計数を超えて行う短期利用認知症対応型共同生活介護は、あくまでも、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護を受ける必要がある者にのみ提供が認められるものであり、当該利用者に対する短期利用認知症対応型共同生活介護の提供は、7日を限度に行うものとする。</u></p> <p><u>また、「当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合」とは、当該利用者を当該事業所の共同生活住居（複数の共同生活住居がある場合、当該利用者が日中の時間帯等に共同生活を送る共同生活住居とする。）の利用者とみなして、当該利用者の利用期間を通じて人員基準を満たしており、かつ、当該利用者が利用できる個室を有している場合とする。特に個室の面積の最低基準は示していないが、当該利用者の処遇上、十分な広さを有していること。</u></p> <p><u>なお、指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の合計数を超えて受け入れることができる利用者数は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに1人まで認められるものであり、この場合、定員超過利用による減算の対象とはならない。</u></p> <p>② 同号ハ(5)に規定する「短期利用認知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者」とは、認知症介護実務者研修のうち「専門課程」、認知症介護実践研修</p>	<p>② (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) <u>介護職員処遇改善加算について</u> 2 (13)を準用する。</p> <p>5 小規模多機能型居宅介護費</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>6 認知症対応型共同生活介護費</p> <p>(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費について 短期利用認知症対応型共同生活介護については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号。以下「施設基準」という。）第 31 号ハに規定する基準を満たす認知症対応型共同生活介護事業所において算定できるものである。</p> <p>同号ハ(5)に規定する「短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者」とは、認知症介護実務者研修</p>